

### 3 事前チェックシート

- 控除対象NPO法人の指定を受けるためには、条例に定められた指定基準に適合する必要があります。
- 申出書の提出を検討されている方は、まず、以下の13項目のチェックポイントを確認してください。
- 項目②ア・イ、③ア・イ、④ア・イ、⑤、⑦D・Eは実績判定期間において、項目①、⑥、⑦A・B・C、⑧、⑨、⑩、⑪、⑬は、指定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、指定基準の判定対象となる期間のことです。詳しくは次のページでご確認ください。

#### 《チェックポイント》

① 県内に主たる事務所を有し、かつ、県内において特定非営利活動を行っている(P9)	適・否
ア 経常収入金額のうち、寄附金等の収入の割合が10分の1以上である(P10) 又は ② イ 年間1,000円以上の寄附者数が年平均30人以上で、寄附金の合計額が年平均15万円以上である(P11)	適・否
ア 国等の補助金等の交付又は委託を受けて事業を年平均1件以上行っている(P12) 又は ③ イ ボランティアとして延べ4時間以上従事した者の実人数が年間25人以上であり、その合計時間が200時間以上である(P13)	適・否
ア 事業活動の情報を新聞、ラジオ、テレビ等を通じて年2回以上提供している(P14) 又は ④ イ 県民を対象とした催しを年4回以上開催している(P15)	適・否
⑤ 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P16)	適・否
⑥ 運営組織及び経理が適正である(P18)	適・否
⑦ 事業活動の内容が適正である(P19)	適・否
⑧ 情報公開を適切に行っている(P20)	適・否
⑨ インターネットにより情報を公表している(P21)	適・否
⑩ 知事に対して事業報告書などを提出している(P22)	適・否
⑪ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P23)	適・否
⑫ 設立の日から1年を超える期間が経過している(P24)	適・否
⑬ 欠格事由のいずれにも該当しない(P25)	適・否

#### ご注意ください！

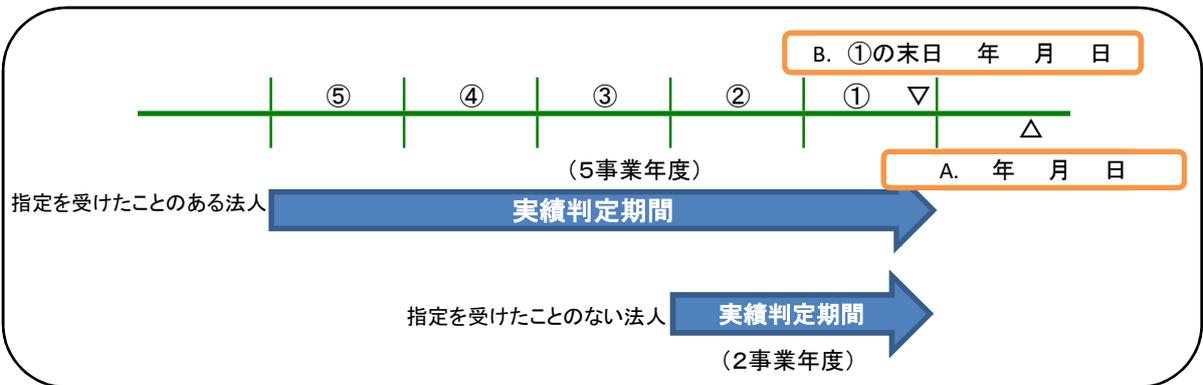
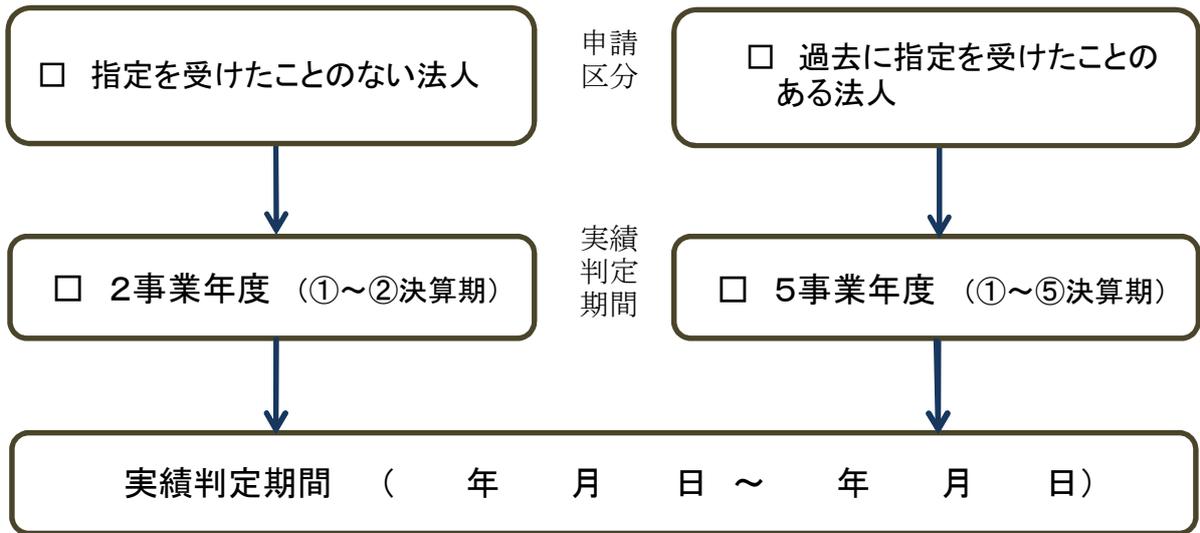
- このチェックシートは、指定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることができるとは限りません。

— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、指定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申出(予定)年月日 ( 年 月 日 )	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
---------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの2年前事業年度	③ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの3年前事業年度	④ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの4年前事業年度	⑤ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )



チェックポイント① - 主たる事務所の設置場所及び特定非営利活動の地域 -

県内に主たる事務所を有し、かつ県内において特定非営利活動を行っている

はい

いいえ

( 適 )  
チェックポイント①に  
適合すると思われます

( 否 )  
適合しません

☆ チェックポイント②については、ア、イのいずれかを選択して適用いただくことになります。

チェックポイント②ア — パブリック・サポート・テスト(PST)基準 —  
【寄附金要件(相対値基準)】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 <sup>(注)</sup> 」	(	円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(	円)
C. 資産売却による臨時収入	(	円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(	円)
F. 休眠預金等交付金関係助成金	(	円)
<hr/>		
G. 差引金額(A - B - C - D - E - F)	(	円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

実績判定期間における

H. 受け入れた「寄附金総額 <sup>(注)</sup> 」	(	円)
I. 同一者からの寄附金のうち、Hの10%を超える額の合計	(	円)
J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(	円)
L. 休眠預金等交付金関係助成金	(	円)
<hr/>		
M. 差引金額(H - I - J - K - L)	(	円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{\text{Mの金額( )}}{\text{Gの金額( )}} \geq 10\% \text{である}$$

はい

いいえ

( 適 )  
チェックポイント②アに  
適合すると思われます

( 否 )  
適合しません

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

☆ チェックポイント②については、ア、イのいずれかを選択して適用いただくことになります。

チェックポイント②イ — パブリック・サポート・テスト(PST)基準 —  
【寄附金要件(絶対値基準)】

実績判定期間において、年間1,000円以上(※1)の寄附者数が年平均30人以上で、寄附金の合計額が年平均15万円以上(※2)

※1…休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、1,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上

※2…休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、15万円に当該休眠預金等交付金関係助成金の年平均額を加算した金額以上



(注意事項)

- 寄附者氏名(法人・団体にあってはその名称)及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

★ 実績判定期間中に、年間1,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、1,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者が30人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均30人となるかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、寄附金の合計額が年平均15万円未満の事業年度がある場合には、次の算式により年平均15万円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、15万円に当該休眠預金等交付金関係助成金の年平均額を加算した金額)となるかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

実績判定期間月数(A)		年1,000円以上の寄附者数(B)	寄附金の合計額(C)	
①	自 年 月 日 至 年 月 日	月	人	円
②	自 年 月 日 至 事業活動の内容	月	人	円
③	自 年 月 日 至 年 月 日	月	人	円
④	自 年 月 日 至 年 月 日	月	人	円
⑤	自 年 月 日 至 年 月 日	月	人	円
合計		月	人	円

$$\frac{Bの合計( ) \times 12}{Aの合計( )} = \boxed{\text{年平均}} \text{人} \geq 30人$$

$$\frac{Cの合計( ) \times 12}{Aの合計( )} = \boxed{\text{年平均}} \text{円} \geq 15万円$$

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

☆ チェックポイント③については、ア、イのいずれかを選択して適用いただくことになります。

チェックポイント③ア — パブリック・サポート・テスト(PST)基準 —  
【その他の要件(補助・委託)】

実績判定期間において、国等の補助金等の交付又は委託を受けて事業を年平均1件以上行っている

はい

いいえ

( 適 )

チェックポイント③アに  
適合すると思われます

( 否 )

適合しません

※ 「国等」に含まれる機関・団体

- ・ 国、地方公共団体
- ・ 独立行政法人、地方独立行政法人
- ・ 国立大学法人
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 我が国が加盟している国際機関

☆ チェックポイント③については、ア、イのいずれかを選択して適用いただくことになります。

チェックポイント③イ — パブリック・サポート・テスト(PST)基準 —  
【その他の要件(ボランティア)】

実績判定期間において、その事業活動にボランティアとして延べ4時間以上  
従事した者が年平均25人以上で、当該ボランティア活動の合計時間が年平均  
200時間以上である

はい

いいえ

( 適 )  
チェックポイント③イに  
適合すると思われます

( 否 )  
適合しません

※ 対象とする事業活動

法人が県民を対象として実施する事業で、総会、理事会等法人の運  
営に関するものは除きます。

実績判定期間月数(A)			ボランティアの実人数 (B)		活動合計時間(C)	
①	年 月 日 ~ 年 月 日	月		人		時間
②	年 月 日 ~ 年 月 日	月		人		時間
③	年 月 日 ~ 年 月 日	月		人		時間
④	年 月 日 ~ 年 月 日	月		人		時間
⑤	年 月 日 ~ 年 月 日	月		人		時間
合計		月		人		時間

$$\frac{B\text{の合計}(\quad) \times 12}{A\text{の合計}(\quad)} = \boxed{\text{年平均}} \text{人} \geq 25\text{人}$$

$$\frac{C\text{の合計}(\quad) \times 12}{A\text{の合計}(\quad)} = \boxed{\text{年平均}} \text{時間} \geq 200\text{時間}$$

☆ チェックポイント④については、ア、イのいずれかを選択して適用いただくことになります。

### チェックポイント④ア

— 事業活動が県民に周知される取組 —  
(広報媒体による情報提供)について

実績判定期間において、事業活動の情報を地方公共団体  
広報誌、新聞、ラジオ、テレビ等を通じて県民に対し、年平均  
2回以上提供している

はい

いいえ

( 適 )

チェックポイント④アに  
適合すると思われます

( 否 )

適合しません

※ 対象となる広報媒体

- ・ 地方公共団体(県・市町村等)の広報誌
- ・ 日刊新聞紙
- ・ ラジオ(コミュニティFM放送を含む)
- ・ テレビ

(インターネット発信は除きます)

☆ チェックポイント④については、ア、イのいずれかを選択して適用いただくことになります。

チェックポイント④イ

— 事業活動が県民に周知される取組 —  
(催しの開催)について

実績判定期間において、事業活動に関する県民を対象とした催しを年平均4回以上開催している

はい

いいえ

( 適 )

チェックポイント④イに  
適合すると思われます

( 否 )

適合しません

※ 対象となる催し(イベント)  
セミナー、講演会、講習会、展示会等

チェックポイント⑤ — 共益的活動の割合について —

実績判定期間における事業活動

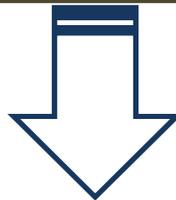
A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動



AからEの事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

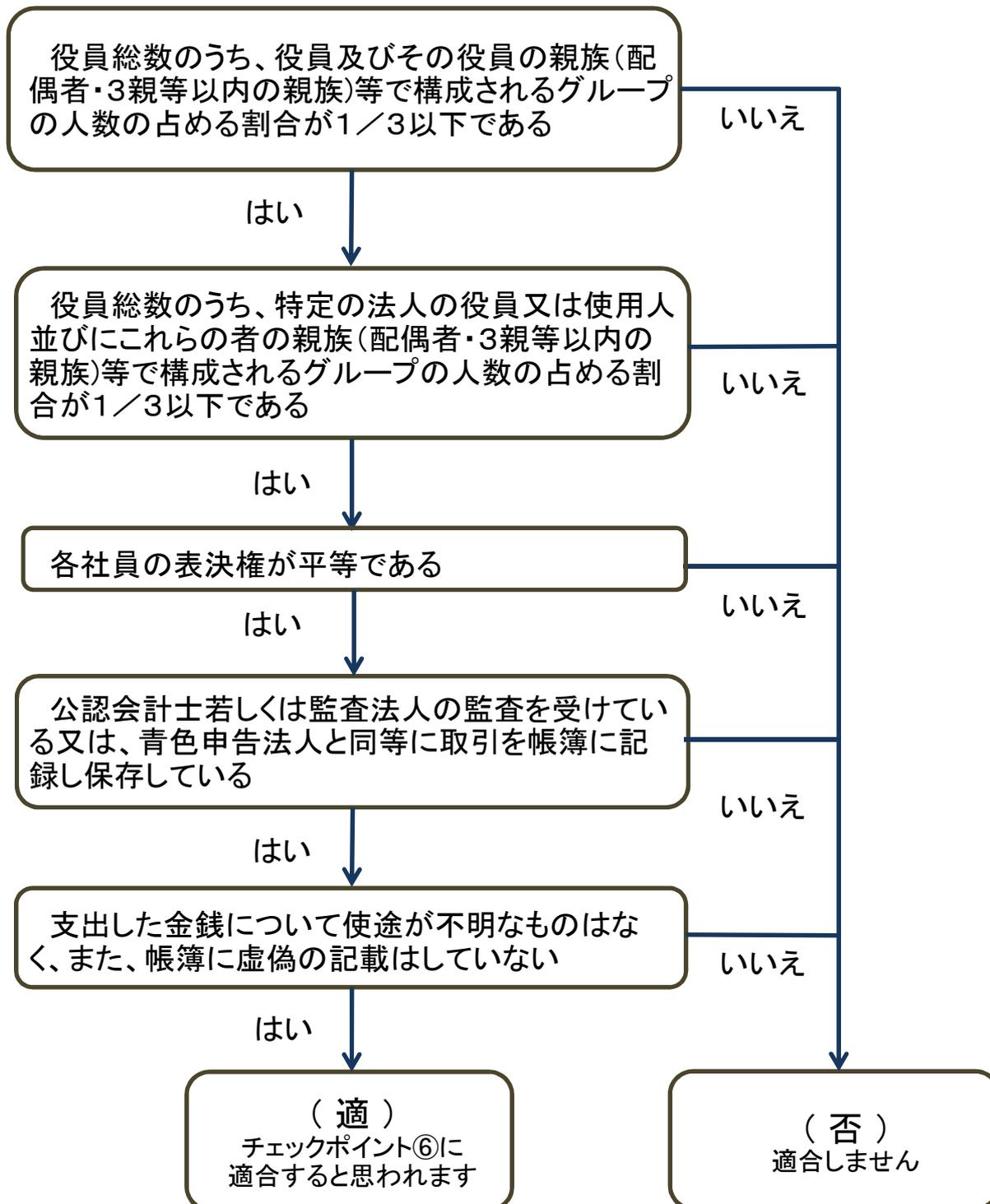
( 適 )  
チェックポイント⑤に  
適合すると思われます

( 否 )  
適合しません

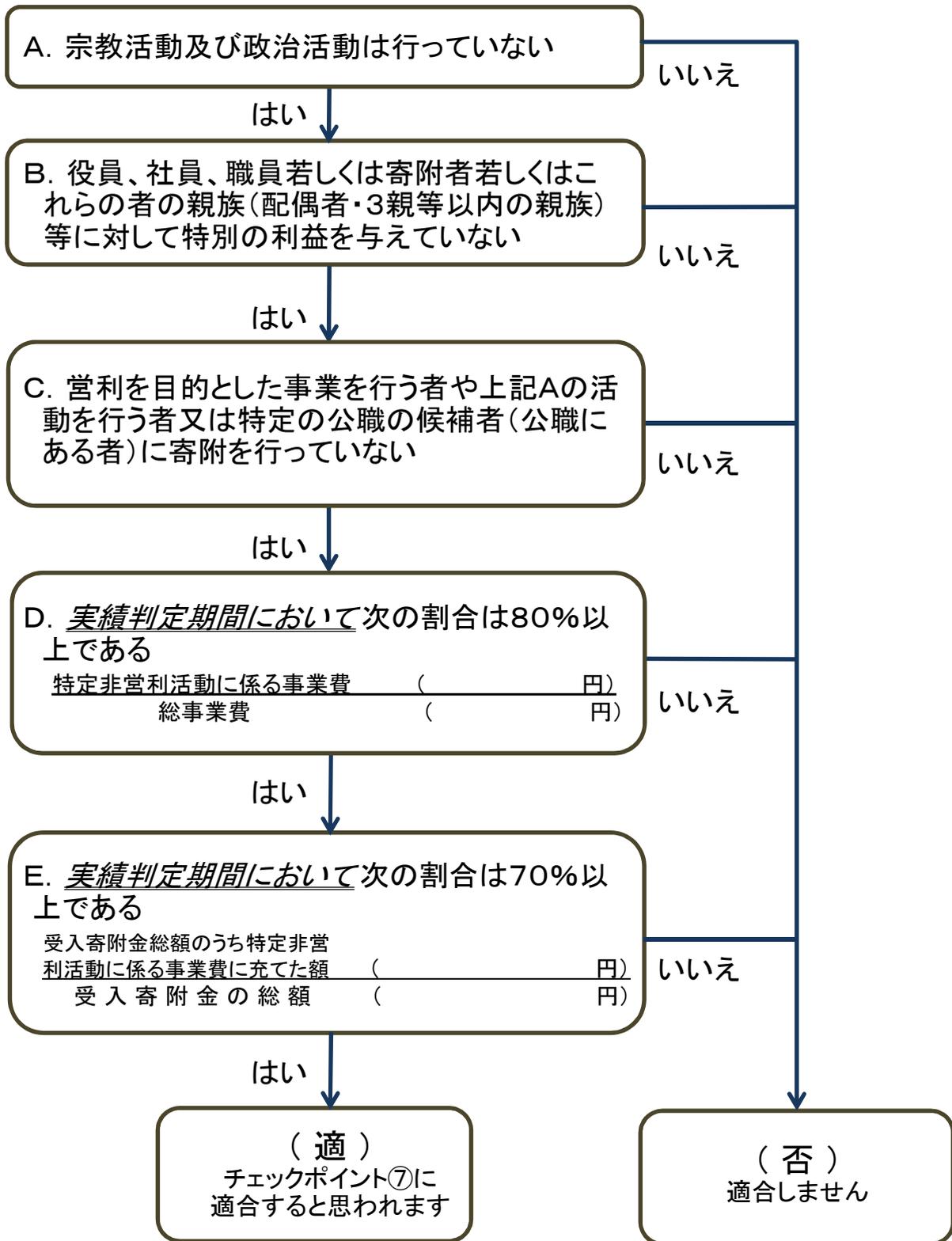
※ 「会員等」の定義については、P17を参照願います。



チェックポイント⑥ — 運営組織及び経理について —

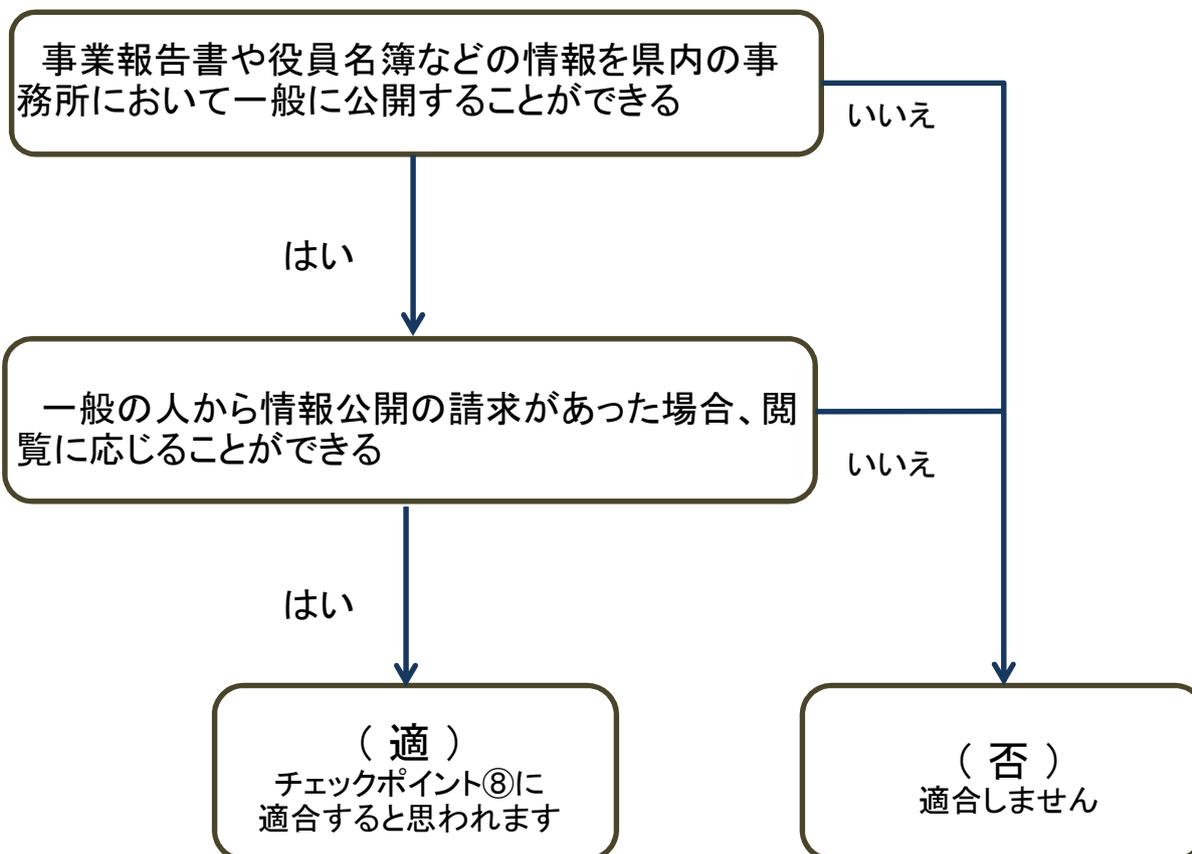


チェックポイント⑦ — 事業活動内容について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

## チェックポイント⑧ — 情報公開について —

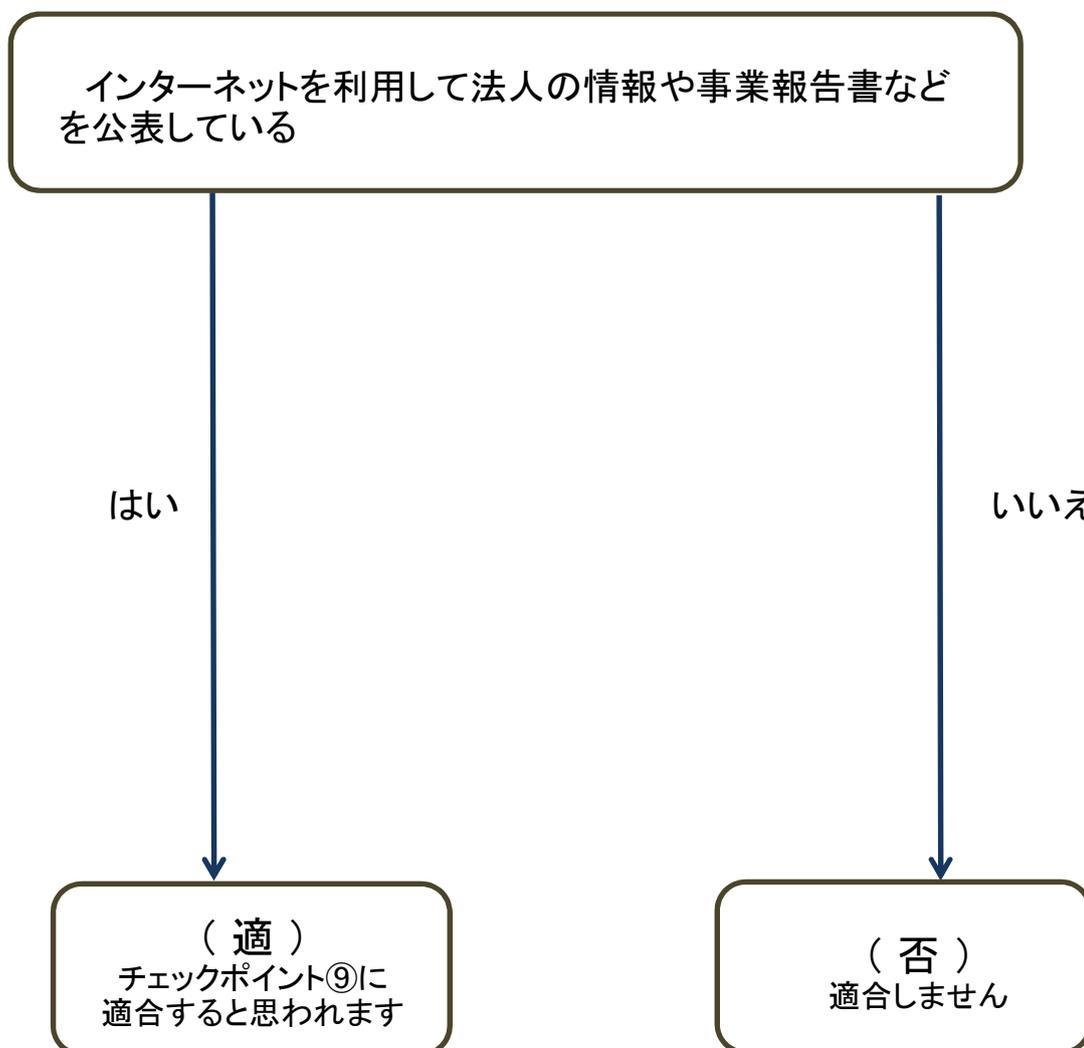


### ※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所にかかる記載の部分を除いたもの)
- ・ 各指定基準に適合する旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等その他一定の事項を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

※ なお、当該実績判定期間中に、指定NPO法人でなかった期間が含まれる場合には、当該期間については、アンダーラインの書類は閲覧の対象から除くこととなります。

チェックポイント⑨ — インターネットによる情報公開について —



※ 公表対象となる情報

- ・ 名称、代表者の氏名、主たる事務所及び県内のその他の事務所の所在地、設立年月日、役員の職名及び氏名
- ・ 事業報告書等(年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面を除く)、定款
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

※ なお、当該実績判定期間中に、指定NPO法人でなかった期間が含まれる場合には、当該期間については、公表の対象から除くこととなります。

チェックポイント⑩ — 知事への提出書類について —

各事業年度において、事業報告書等を知事  
(権限移譲市町村にあっては当該市町村長)に  
提出している

はい

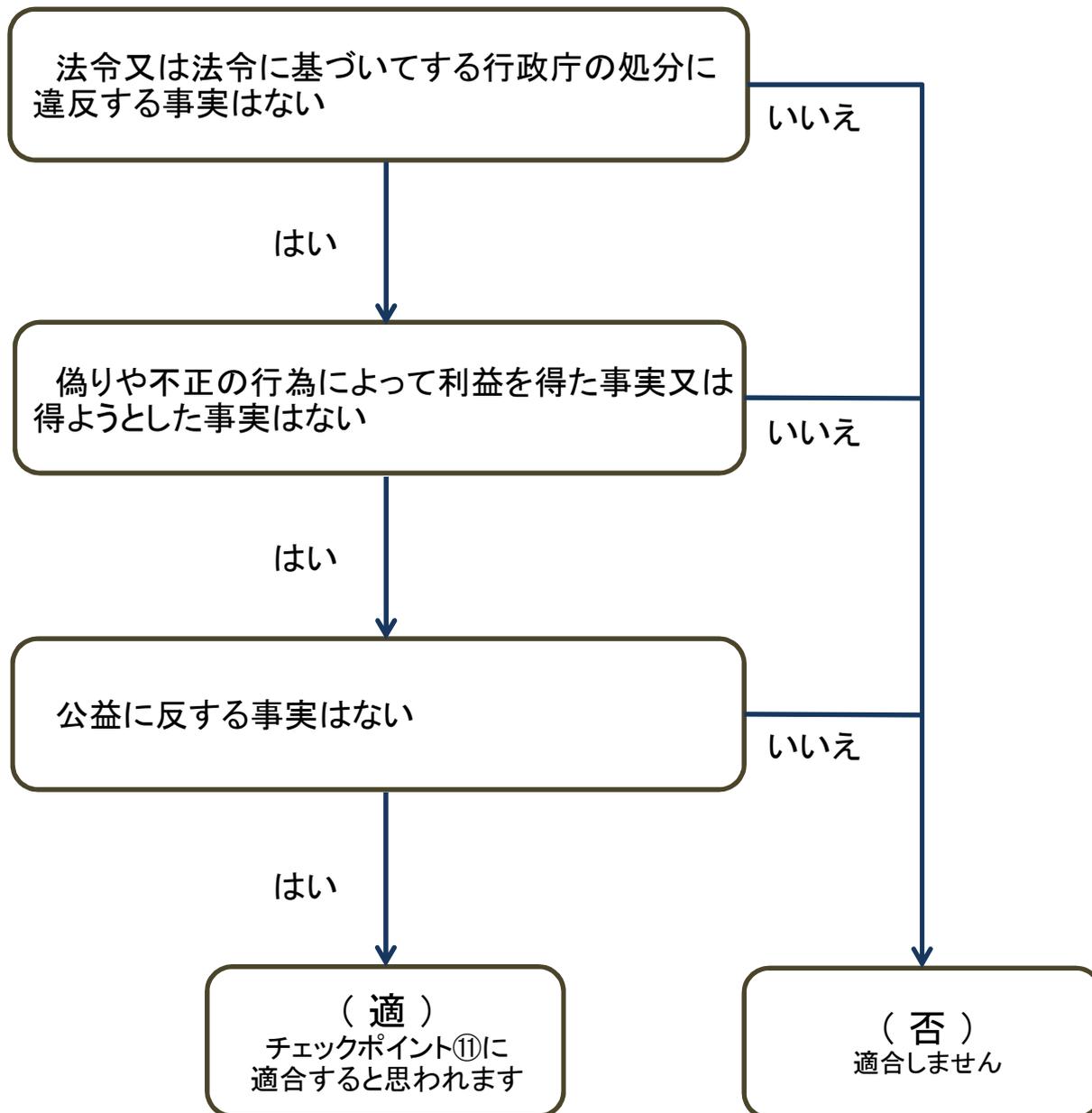
( 適 )  
チェックポイント⑩に  
適合すると思われます

いいえ

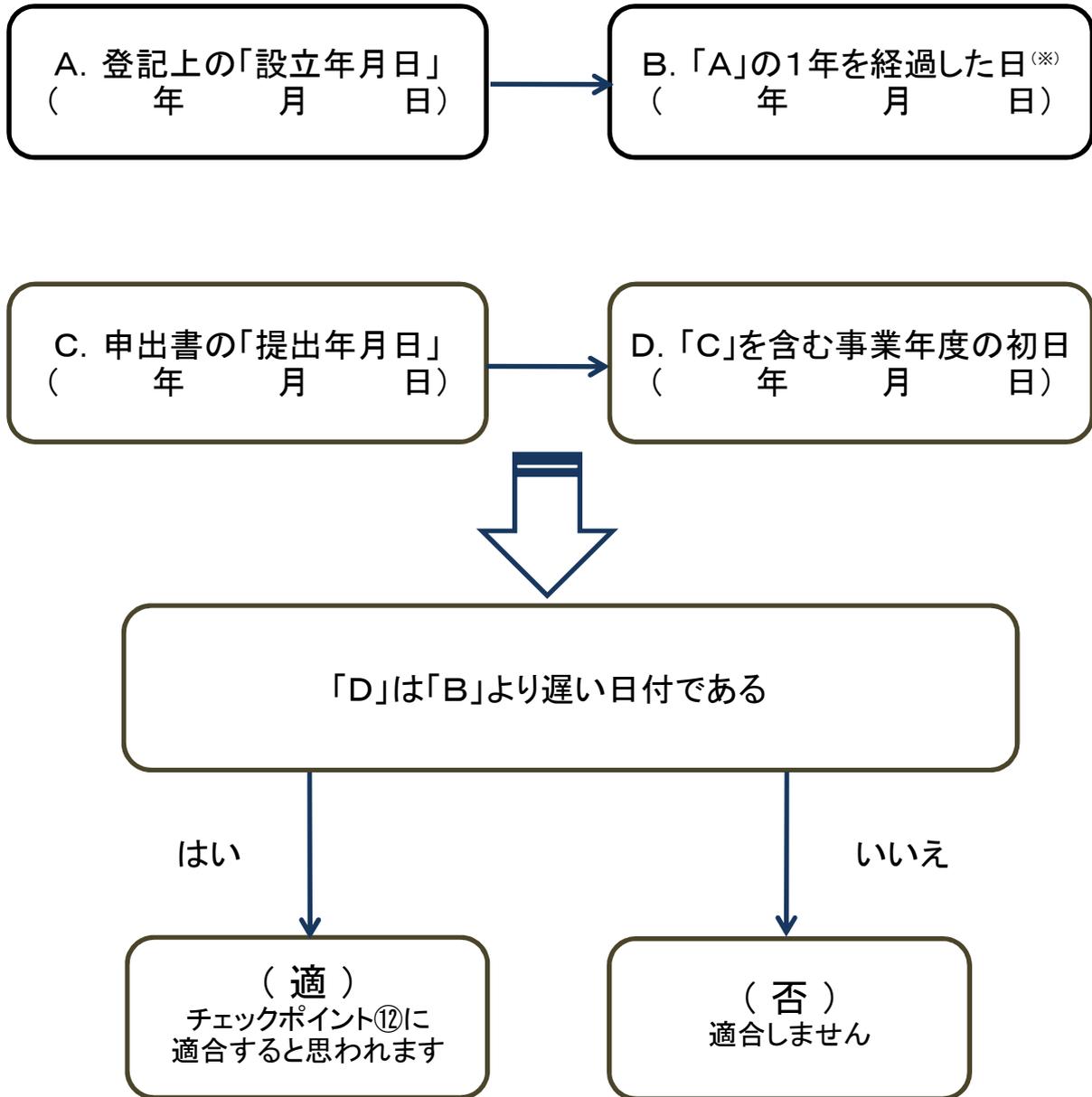
( 否 )  
適合しません

- ※ 事業報告書等
- ・ 事業報告書
  - ・ 財産目録
  - ・ 貸借対照表
  - ・ 活動計算書
  - ・ 年間役員名簿
  - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

チェックポイント⑪ — 不正行為等について —



チェックポイント⑫ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

チェックポイント⑬

— 欠格事由について —

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者があるもの

A. 指定NPO法人が条例第16条第1項各号(第1号、第4号～第6号、第9号を除く。Eにおいて同じ。)又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、当該指定NPO法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止された場合において、その原因となった事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその廃止の日から5年を経過しないもの

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. NPO法、暴力団員不当行為防止法、青森県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違法行為をしようとするに定める罪を定めた規定に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(J.において「暴力団の構成員等」といいます。)

はい

↓ いいえ

E. 条例第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当したことにより、当該指定NPO法人に係る控除対象寄附金の条例の定めが廃止され、その廃止の日から5年を経過しない法人

はい

↓ いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

はい

↓ いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されている法人又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人

はい

↓ いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人

はい

↓ いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

↓ いいえ

(適)  
チェックポイント⑬に  
適合すると思われます

(否)  
適合しません  
(欠格事由に該当します)